

通所型サービス Q A

Q 1	「通所介護と通所リハビリテーションの併用はできない」のは、総合事業も同じですか。
-----	--

A 1 同じです。

Q 2	要支援2で、週1回利用の人（月4回実績）の計算はどうなりますか。
-----	----------------------------------

A 2 389単位（要支援2の単位区分）に4回を乗じた単位数となります。
適切なケアマネジメントのもと事業者と利用者との契約により、週1回の利用となっても問題ありません。

Q 3	要支援2で、週2回利用の人（月9回実績）の計算はどうなりますか。
-----	----------------------------------

A 3 3377単位（月単位）の請求になります。389単位（1回あたりの単位）に9回（8回の上限を超える）を乗じて請求すると、国保連合会審査でエラーになります。

Q 4	要支援1で週2回利用の人（月9回実績）の人の計算はどうなりますか。
-----	-----------------------------------

A 4 1647単位（月単位）の請求になります。378単位（1回あたりの単位）に9回（4回の上限を超える）を乗じて請求すると、国保連合会審査でエラーになります。適切なケアマネジメントのもと、必要な回数を設定してください。

Q 5	事業対象者で、週1回程度の計画・月5回の実績があった場合の請求はどうなりますか。
-----	--

A 5 Q4の回答と同じです。実績5回の報酬区分で算定するのではなく、適切なケアマネジメントのもと位置づけられた利用者の状態像（Q4の場合、要支援1）で算定してください。

【通所型サービスの利用回数については、介護予防通所系サービスの考えとかわらない。】

地域包括支援センターが、利用者の心身の状況、その置かれている環境、希望等をケアマネジメントを踏まえ、事業者と利用者との契約により、勘案して行う適切な回数設定がなされるものとする。

平成18年4月報酬改定関係QAより一部抜粋